

企業経営と

公認会計士

公認会計士は企業経営者の
ベストパートナー!!



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

はじめに

- 公認会計士は企業経営上の現実の問題点を指摘するだけでなく、改善などの提案を通じて実務的かつ効率的なアドバイスをを行い、中小企業の安定と発展を支援します。

公認会計士は中小企業のみなさまの 繁栄と飛躍のベストパートナー!!

目次

1		会計業務支援	P.3
2		資金調達支援	P.4
3		財務諸表の信頼性向上への支援	P.5
4		税務業務支援	P.6
5		内部統制構築支援	P.7
6		事業拡大支援	P.8
7		グローバル戦略支援	P.9
8		公認会計士の使命	P.10
9		日本公認会計士協会東京会について	P.11
10		Q&A よくある質問	P.13

公認会計士は、主として次のような仕事を行います。



会計業務支援

企業の合理的経営のために、月次決算や原価計算をはじめとする正しい会計情報を提供します。



資金調達支援

資金調達の円滑化や効率化など、企業財務の健全化を図るために必要な資金繰りについてアドバイスをします。



財務諸表の信頼性向上への支援

財務諸表の信頼性を確保するために会計監査人として財務諸表を監査したり、会計参与として財務諸表の作成に関与したりします。



税務業務支援

法人税・消費税をはじめとした企業税務に関し、合理的な処理や節税策の相談・指導を行います。(公認会計士は税理士登録することで税理士業務を行うことができます。)



内部統制構築支援

組織の整備や諸規程の作成など、企業の発展に伴い必要となる内部統制の構築について適切な助言と指導を行います。



事業拡大支援

株式による資金調達、事業承継、M&A、会社分割、企業診断など、企業の安定と成長を図るために適切な方策の立案や調査業務を行います。



グローバル戦略支援

企業活動の国際化に対応し、各国の公認会計士とのネットワークを通じて、現地の会計・税務制度などの最新情報を提供します。

1 会計業務支援



合理的経営は正しい会計情報から

正しい会計情報で企業の実情を把握

正しい会計情報により企業の実情を把握することは、合理的経営を図るための第一歩です。公認会計士は、正しい会計情報をタイムリーに把握するための月次決算制度や原価計算制度の構築を支援します。

月次決算制度

会計情報をタイムリーに把握するためには月次決算制度は欠かせません。公認会計士は、企業が会計情報をタイムリーに把握できるよう月次決算制度を構築し、合理的経営を支援します。

原価計算制度

企業が製造する製品原価がいくらなのかを計算するのが原価計算です。公認会計士は、企業の利益計算や経営に役立つ原価情報を提供できる原価計算制度を提案します。

会計情報の活用で効率的な経営管理

財務諸表を作成するための会計システムは、経営管理面からも有用な情報を提供するものであることが望まれます。

公認会計士は、経営管理に有用な会計情報を提供できる会計システムの設計に、適切なアドバイスを行います。

2 資金調達支援



資金繰りは経営の大切なポイント

資金調達は万全ですか？

「運転資金を借りたいが、借入利息を低くする方法はないか？」

「金融機関がたくさんあるがどこから借りるのが有利だろうか？」

「設備投資のため長期資金を調達したいが、第三者割当増資や社債発行はできるだろうか？」

資金調達は経営の重要課題であり、資金調達できるか、また、資金調達コストを低くできるかは、企業経営に大きな影響を及ぼします。

返済は大丈夫ですか？

せっかく資金調達できても、それをうまく活用し、また、返済も計画に沿って順調にされなければ、効率的な資金運用とはいえません。

公認会計士は、財務の専門家として企業のキャッシュ・フローの分析や財務政策の立案など財務に関する様々な問題にお応えします。また、専門的知識を生かして企業ニーズに合った資金調達方法を提案します。中小企業の資金繰りのアドバイザーとして公認会計士をご活用ください。

3

財務諸表の信頼性向上への支援



監査は企業の信用を高めます

信用はビジネスの基盤

中小企業の会計は税務会計が中心でした。しかし、最近では「中小企業の会計に関する指針」が公表されるなど、中小企業の会計は社会的な関心事となっています。また、会社法は、全ての株式会社で会計監査人を設置できるようにするなど、財務諸表の信頼性を高めるための法制度も充実してきました。

公認会計士は、独占業務である「会計監査」を通じて、企業の財務諸表の信頼性を確保しています。また、「会計参与」に就任することで中小企業の会計の質の向上にも貢献しています。

会計監査人設置会社

株式会社であれば資本金に関わらず会計監査人設置会社とすることができます。会計監査人設置会社は外部の公認会計士が法定監査と同様の監査を行うことから、財務諸表の信頼性が最も高い会社となります。

任意監査

任意監査は法定監査と異なり、企業の自由意思によって行われるものです。会計監査人設置会社に比べ開示すべき財務情報が少ないため決算の負担も軽く、中小企業にも活用しやすい監査です。

会計参与

会計参与は、経営者と共同で財務諸表を作成する会社役員です。財務諸表の作成に公認会計士が企業内部者として関与することで、より正確な財務諸表が作成され、結果として財務諸表に対する信頼性も向上します。

*企業に対する「会計監査」は公認会計士の独占業務です。(公認会計士法第2条1項)

4 税務業務支援



税務対策もおまかせください

会社経営に税金はつきもの

例えば給与の源泉徴収から始まり、法人税や消費税の申告・納税など、会社経営には様々な税金の問題がついて回ります。

また、企業を取り巻く経済環境の変化を受け、関連する税務法令や解釈指針(通達)も刻々と変化していきます。

公認会計士は、税務に関する最新の知識と会計・企業法務に関する豊富な知識を融合させ、企業にとって最適な総合的税務対策を行います。さらに、国際税務や事業承継対策、タックスプランニングなど幅広い分野で企業税務に関するサービスを提供しています。

税務の例示

- ◆企業の税務顧問・税務代理
- ◆規模拡大に伴う支店・工場設置等の税務相談
- ◆設備投資に関する税務
- ◆事業承継対策に関する税務(相続税)
- ◆子会社、関連会社に関する税務
- ◆海外現地法人、合併会社など海外進出に関する税務
- ◆会社が行う源泉徴収に関する税務
- ◆消費税に関する税務
- ◆経営者個人の所得税、相続税、贈与税などの税務

*公認会計士は税理士登録することで税理士業務を行うことができます。

5 内部統制構築支援



組織的経営で大きく発展

経営目標を実現するチームづくり

会社を大きく発展させるためには、個人的経営から脱却し、組織的経営を行うことが必要となります。公認会計士は、組織的経営を行うために必要な内部統制の構築についてアドバイスを行います。

組織の整備

企業が大きくなり従業員が増えると、仕事を分担し協力して行うこととなります。職務の重複や漏れがなく円滑に業務を進めるためには、部署間の職務権限や指揮命令系統の明確化、責任者の配置など、整備すべき課題が多くあります。公認会計士は豊富な実務経験をもとに、組織の整備についてアドバイスを行います。

規程の整備

組織を運営するに当たっては、明確なルール・基準が必要であり、そのルール・基準を成文化したものが規程です。規程は民法、会社法、労働基準法、独占禁止法などの関連法規との整合性に留意する必要があります。公認会計士は、組織の整備と合わせて規程の整備にも適切なアドバイスを提供します。

業務フローの改善

業務をさらに効率的に行うために組織の整備、規程の整備と併せて会社の業務フローの改善も必要となります。公認会計士は、現状の業務フローの問題点を分析して、より有効かつ効率的な業務フローを提案いたします。

6 事業拡大支援



さらなる飛躍のために・・・ 公認会計士は中小企業飛躍のパートナー

中小企業の成長のために

公認会計士は、会計・税務・監査・経営・企業法務に関する幅広い知識と経験を生かして、中小企業の安定成長、育成発展、事業承継のために次のような仕事をします。

株式公開

自社株の公開は、安定した資金調達を図る最高の手段です。また、公開に伴い、会社の知名度、信用、イメージの向上を図る効果もあります。公認会計士は株式公開を実現するお手伝いをします。

企業診断

企業の組織や各人の業務分担の仕組みに過不足があると、企業が効率的に機能しません。公認会計士は、企業の効率化・合理化のための経営診断を行い、企業の発展を図るお手伝いをします。

中小企業の飛躍と安定のために

企業の合併・買収

技術力、市場力のある他の会社を合併・買収して既存事業を発展させたり、新規事業に参入したりすることは、事業の飛躍につながります。

公認会計士は、入手した情報を分析し、企業の選択や交渉準備のお手伝いをします。

事業承継

経営者の世代交代、それに伴う税金対策など、事業承継に関して最良の結果を導くためのお手伝いをします。

7 グローバル戦略支援



グローバルな事業展開へ

公認会計士のネットワーク

今や中小企業といえども成長のためには、海外進出は必要なものとなってきました。その際には、候補地の事前調査を十分に行い、進出方法を選択すると共に、企業としても最適な人材を育成し、万全の体制で進出を図りたいものです。

公認会計士は、いち早く国際的な業務にも取り組んでおり、現地駐在や海外会計事務所と提携関係を有している公認会計士が大勢います。

公認会計士はこのグローバルネットワークを生かし、海外市場の事前調査、財務分析、租税戦略の立案相談など、海外進出を図りたい企業に対して質の高いサービスを提供し、海外進出を支援します。

8 公認会計士の使命



「国民経済の健全な発展に寄与すること」
それが私達、公認会計士の使命です

日本経済を支える企業とともに

公認会計士は我が国唯一の「監査及び会計の専門家」として、企業の財務諸表の信頼性を支えると共に、財務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験に基づいて経営上の様々な問題にお応えしています。

公認会計士は、「中小企業のベストパートナー」として、我が国の経済を支える中小企業の健全な成長と発展に貢献しています。

企業経営の問題は、是非あなたの身近にいる公認会計士にご相談ください。

公認会計士の使命

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」(公認会計士法第1条)

公認会計士の職責

「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」(公認会計士法第1条の2)

9

日本公認会計士協会東京会について



日本公認会計士協会東京会は公認会計士法に基づき設立された日本公認会計士協会の地域会(支部)です。

東京会は上記1都6県の公認会計士・会計士補・公認会計士試験合格者・外国公認会計士・監査法人を会員・準会員として成り立っています。

(東京23区には各区毎、及び三多摩地区・各県には地区会を設置しております。)

東京会ウェブサイト <http://tokyo.jicpa.or.jp>

東京会

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館

〈事務局所在地〉

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-4-9 ニッキン第2ビル6F・7F・8F

代表 TEL. 03-3515-1180 FAX. 03-3515-1190

県会等事務所一覧

茨城県会

〒310-0802 水戸市柵町1-5-13 アスクビル2階

TEL.029-233-3212

URL <http://ibaraki.jicpa.or.jp/>

群馬県会

〒370-0848 高崎市鶴見町14-11 ダイヤコーポ桂川2階

TEL.027-321-9055

URL <http://gunma.jicpa.or.jp/>

栃木県会

〒320-0831 宇都宮市新町2-3-13 栃木県公認会計士会館

TEL.028-635-8769

長野県会

〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル2階

TEL.026-229-9669

URL <http://www.jicpa-nagano.jp/>

新潟県会

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル5階

TEL.025-247-3875

URL <http://jicpa-niigata.jp/>

山梨県会

〒400-0024 甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル3階

TEL.055-251-9400

URL <http://yamanashi.jicpa.or.jp/>

三多摩会

〒190-0022 東京都立川市錦町1-4-20 TSCビル2階

TEL.042-595-8618

URL <http://www.jicpa-santama.jp/index.html>

10 Q&A よくある質問

1

CPAという言葉も耳にしますが、公認会計士とはどう違うのですか？

公認会計士を意味していますので違いはありません。CPAとは、Certified Public Accountantsの大文字部分を略したもので、英語における公認会計士を意味しています。最近では、国際化の流れから、我が国の公認会計士に対しても「CPA」と呼ぶことが増えてきています。なお、会計士補・公認会計士試験合格者に対しては、JA (Junior Accountants) と呼ぶこともあります。

2

税理士とはどこが違うのですか？

公認会計士は、税理士の業務ではない企業の会計監査を行っています。また、税理士登録することで税理士業務も行うことができます。公認会計士の活躍の場は、従来の上場企業から国際企業や中小企業、さらに環境分野や情報分野、公的な分野まで様々な企業や分野に広がっており、経済社会の発展に対応した幅広い活動を行っています。

3

なぜ、監査は必要なのですか？

企業には投資家や債権者、従業員など利害関係者がたくさんいます。彼らにとって企業の財務状況を知る手段は決算書しかなく、その決算書が偽りなく正しく作成されているかどうかは重大な関心事です。そこで、利害関係者に対して決算書が正しく作成されていることを証明し、企業自身の社会的信用を高めるために監査は必要なのです。

4

監査法人とは何ですか？

監査法人とは、上場会社などの大企業の監査を組織的に行うため、公認会計士によって設立された法人です。上場会社は規模が非常に大きく、公認会計士1人ではとても監査できないため、複数の公認会計士が集まって組織的に監査を行えるようにしたのが監査法人です。

5

日本には何人ぐらいの公認会計士がいますか？

現在、全国で約34,000名の公認会計士が活躍しています。うち東京会所属の公認会計士は約22,000名で全国の約7割の会員を擁しております。(2014年3月末現在、公認会計士試験合格者等を含む)

6

日本には、監査を受けている会社は何社ぐらいありますか？

金融商品取引法監査は約4,000社(2015年2月：日本公認会計士協会調べ。以下同)、会社法監査は約5,600社(金融商品取引法監査は除く)の他、学校法人は約6,000法人が監査を受けており、企業に限らず様々な団体や政党も監査を受けています。このほか、株式公開を目指すベンチャー企業など多くの成長企業が、公認会計士による監査を受けています。

7

公認会計士は、国際性豊かな職業のようですが、詳しく教えてください。

グローバル経済のもと、企業の事業活動は国境を越え活発になっており、証券制度や会計基準の国際化が進んでいます。そして、企業活動のグローバル化・会計の国際化に対応して、公認会計士の果たす役割もグローバルな広がりを見せています。また、日本公認会計士協会は国際会計士連盟および国際会計基準委員会のメンバー団体として国際的な会計秩序の調和と統一に貢献しています。

8

公認会計士は、公的な業務も行っていると聞きましたが？

公認会計士は、企業だけでなく公的な仕事に関わることも少なくありません。たとえば各省庁の審議会委員、地方公共団体の監査委員、あるいは商工会議所の経営アドバイザーなどの業務も行っています。公認会計士に求められる社会的役割は多様なのです。

9

日本公認会計士協会とは、どんな団体ですか？

日本公認会計士協会は、公認会計士法によって設立された法人で、公認会計士で組織する唯一の自主規制団体です。協会は主な活動として、公認会計士の品位保持、業務の進歩向上のための指導・連絡・監督などを行い、会員間のコミュニケーションの促進と会員の地位向上に努めています。なお、公認会計士や監査法人は、協会の会員になることが義務づけられています。



日本公認会計士協会東京会

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館
(事務局所在地)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-4-9

ニッキン第2ビル 6F・7F・8F

代表 TEL:03-3515-1180 FAX:03-3515-1190



<http://tokyo.jicpa.or.jp>